



家保通信

平成19年1月号

熊本県天草家畜保健衛生所

TEL 0969-22-3668

FAX 0969-24-4393

HP) <http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/index.htm>

E-mail) amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

「高病原性鳥インフルエンザの

侵入防止に万全を！」

平成19年1月に宮崎県宮崎郡清武町で高病原性鳥インフルエンザが発生したのに加え、同県日向市東郷町でも2例目が発生しました。発生地域では、病気の広がりを防ぐ対策が実施されています。熊本県では、鳥インフルエンザを疑うような異常な鶏等は見つかっていません。発生すると、周辺地域の鶏や卵の移動が制限されるなど、養鶏産業への被害も考えられますので、鶏など飼養の際には衛生管理の徹底をお願いします。

発生状況

平成19年1月13日、宮崎県宮崎郡清武町の肉用種鶏場（約1万2千羽飼養）にて、2例目は1月25日、日向市東郷町の肉用鶏農場（約5万羽）にて発生しました。防疫措置として、飼養鶏の殺処分、焼却処分、鶏舎の消毒などが行われています。また、発生鶏舎を中心とした半径10km以内の地域では鶏、卵等の移動が禁止されています。期間は発生農場の防疫作業が完了した日から21日間以上となっています。

天草での立入検査

今回の発生を受け、天草家畜保健衛生所では、管内で鶏100羽以上を飼養している農場と学校等飼育施設全てを緊急立入調査し、異常の有無を確認し、情報の提供、衛生指導を行いました。その結果、全戸とも異常はありませんでした。

また、熊本県全域でも1,000羽以上を飼養している農場と学校等飼育施設の立入調査を行っていますが現在、異常が確認された農場はありません。

～鶏の生産物について～

鶏卵、鶏肉を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

本疾病について

インフルエンザウイルス感染による全ての鳥類が感染しますが、なかでも鶏、七面鳥などに高い死亡率を示す疾病です。主に、トサカの出血、顔の腫れ、足の出血などが見られ、急性の死亡例では、これらの病状が認められないことが多いです。鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排泄物、小動物を介しても感染します。



トサカの出血



顔面の腫れ



足の出血

飼養されておられる皆様へ 下記の徹底をお願いします。

野鳥の侵入防止対策の徹底

(鳥インフルエンザウイルスは野鳥からの感染が強く疑えます。網やネットを設置してください。)

鶏舎周辺及び車両出入り時の消毒徹底

(逆性石けん液などの消毒液を、鶏舎の内外に噴霧してください。鶏舎周辺には石灰散布などが効果的です。)

各鶏舎専用の長靴及び踏込消毒槽の設置

(鶏舎内へウイルスを持ち込まないようにしてください。)

健康観察の徹底及び異常鶏確認時の早期通報

(家畜保健衛生所、または市役所、役場へ連絡してください。)

管理の後は、薬用石けんで手を洗い、うがいをしてください。

不明な点についてのご質問、原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまうなどの異常を発見した場合は、家畜保健所までご連絡ください。

天草家畜保健衛生所 天草市本渡町本戸馬場 1706-3 TEL 0969-22-3668